

訪問介護のサービス提供に当たっての留意事項

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分及び個々のサービス行為の一連の流れについては、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」（平成12年3月17日付老計第10号。以下「老計第10号通知」という。）において例示されています。

このうち、身体介護については、外出介助として、病院等に行くための準備や受診等の手続、場合により院内の移動等の介助などを行うことが例示されています。

このたび、選挙の投票に行く場合も、訪問介護として認めて差し支えないことを確認しました。また、通院等乗降介助についても、身体介護（外出介助）と同様の取扱いとして差し支えありません。

なお、老計第10号通知で示された個々のサービス行為の一連の流れは、あくまで例示であり、実際に利用者にサービスを提供する際には、当然、利用者個々人の身体状況や生活実態等に即した取扱いが求められることが申し添えられていますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

◆選挙の投票に行くための外出介助に関する留意事項

適切なアセスメントにより、選挙の投票のために投票所に行くことが、その利用者の日常生活上必要なものと認められ、かつ、ケアプラン及び訪問介護計画に位置付けられた上で、投票所へ行くための身体介護や通院等乗降介助を行った場合は、介護報酬を算定して差し支えありません。

<参考>

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成12年3月17日 老計第10号）

（別紙）

1 身体介護

〔略〕

1-3 体位変換、移動・移乗介助、外出介助

〔略〕

1-3-3 通院・外出介助

○声かけ・説明→目的地（病院等）に行くための準備→バス等の交通機関への乗降→気分の確認→受診等の手続

○（場合により）院内の移動等の介助